

会計	繰越	検算	転記	
Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ

令和3年分
開催分

(その1)

収支報告書

(

(ふりがな) いちがんのかい

1 政治団体の名称 一丸の会

2 主たる事務所の所在地 東京都台東区台東4-17-5
NAKAMACHI MANSION101

3 代表者の氏名 (姓) (名)
馬淵 澄夫

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
長安 豊

事務担当者の氏名 (姓) (名)
岩井 禅

(電話) 090-8947-4785

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

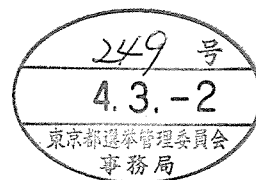
活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 馬淵 澄夫
公職の種類	衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	4,261,099
(前年からの繰越額)	2,761,099
(本年の収入額)	1,500,000
支 出 総 額	1,014,314
翌年への繰越額	3,246,785

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,500,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,500,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	1,500,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	馬淵澄夫	1,000,000	R3/1/15	奈良県奈良市帝塚山南4-8-19	衆議院議員	
2	松木謙公	500,000	R3/5/18	北海道札幌市北区新琴似4条2丁目4-5	会社役員	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,500,000				
	その他の寄附	0				
	合 計	1,500,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	0	0	
小 計	0	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,014,314	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	1,014,314	0	
合 計	1,014,314		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会議室利用料	58,696	R3/3/10	サンフロンティアスペースマネジメント株式会社	東京都港区浜松町2-8-14	
2	交通費	33,110	R3/4/2	株式会社さくらトラベル	東京都中央区銀座5丁目6番16号4F	
3	交通費	34,120	R3/4/2	BEX Travel Asia Pte.Ltd.	38 Beach Road #09-12 South Beach Tower Singapore 189767	
4	交通費	28,489	R3/4/7	株式会社さくらトラベル	東京都中央区銀座5丁目6番16号4F	
5	交通費	28,438	R3/4/7	株式会社さくらトラベル	東京都中央区銀座5丁目6番16号4F	
6	交通費	27,610	R3/4/7	株式会社さくらトラベル	東京都中央区銀座5丁目6番16号4F	
7	交通費	27,710	R3/4/7	株式会社さくらトラベル	東京都中央区銀座5丁目6番16号4F	
8	宿泊費	17,900	R3/4/7	札幌グランドホテル	北海道札幌市中央区北1条西4丁目	
9	交通費	56,920	R3/4/7	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	
10	交通費	14,850	R3/4/8	株式会社アドベンチャー	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー24階	
11	交通費	12,600	R3/4/8	株式会社アドベンチャー	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー24階	
12	宿泊費	10,430	R3/4/8	株式会社アドベンチャー	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー24階	
13	レンタカー代	14,640	R3/4/12	ワールドネット株式会社レンタカー事業部	北海道札幌市白石区北郷3条7-9-16	
14	交通費	19,790	R3/4/16	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号野村不動産天王洲ビル	
15	交通費	17,490	R3/4/16	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	
	この頁の小計	402,793				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
16	交通費	10,630	R3/4/19	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	
17	交通費	19,340	R3/4/20	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号	
18	交通費	10,630	R3/4/20	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号	
19	交通費	19,340	R3/4/21	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号	
20	交通費	29,510	R3/4/23	株式会社ジェイアール東海ツアーズ	東京都中央区京橋1-5-8 三栄ビル2階	
21	宿泊費	18,620	R3/4/23	グリーンホテルモーリス	広島県東広島市西条昭和町11-8	
22	レンタカー代	15,092	R3/4/24	ニッポンレンタカー中国株式会社 東広島駅前営業所	広島県東広島市三永一丁目5-18	
23	交通・宿泊費	41,100	R3/11/8	株式会社ジェイアール東海ツアーズ	東京都中央区京橋1-5-8 三栄ビル2階	
24	交通費	10,310	R3/11/9	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	
25	懇親会費用	69,300	R3/11/10	for you	東京都港区赤坂2-14-8 赤坂SKビル3階	
26	懇親会費用	79,200	R3/11/10	株式会社第一興商	東京都品川区北品川5-5-26	
27	交通費	22,200	R3/11/10	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	
28	交通費	21,120	R3/11/10	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	
29	交通費	30,060	R3/11/10	長安豊	大阪府泉佐野市泉ヶ丘3-2-15	
30	交通費	12,210	R3/11/10	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	
	この頁の小計	408,662				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
31	交通費	10,310	R3/11/12	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	
32	交通・宿泊費	34,200	R3/11/17	株式会社ジェイアール東海ツアーズ	東京都中央区京橋1-5-8 三栄ビル2階	
33	交通・宿泊費	32,200	R3/11/27	株式会社ジェイアール東海ツアーズ	東京都中央区京橋1-5-8 三栄ビル2階	
34						
	この頁の小計	76,710				
	その他の支出	126,149				
	合計	1,014,314				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

○ 宣 誓 書 ○

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 3月 2日

政治団体の名称 一丸の会

会計責任者の氏名

長安

豊



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和4年2月28日

一丸の会
代表 馬淵 澄夫 殿

登録政治資金監査人 林山和久
登録番号 第5096号
研修終了年月日 平成28年9月16日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、一丸の会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、一丸の会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

3 業務制限

一丸の会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、一丸の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。